

週刊

全国賃貸住宅新聞

2022年11・21

No. 1533

毎週月曜日発行
亀岡大部販材班グループ発行所 株式会社全国賃貸住宅新聞社
東京都中央区銀座8-12-15
TEL 03(3543)6494(代表)
03(3543)6761(編集部) http://zenchin.com
大阪市北区中之島2-3-18 TEL 06(6220)0075
発行人 加賀光次郎 年間購読料19,800円

今号の注目記事

環境配慮型住宅の助成金を探る 4・5

環境配慮型賃貸住宅への機運が高まっている。住宅性能が高い環境配慮型住宅は、希少性が高く競争力も見込める。賃貸住宅で活用できる補助金を探った。

賃貸市場エリア別分析 東京都台東区編 6

不動産会社への取材や賃貸住宅に関するデータから各主要都市の賃貸市場を探る。今回は東京都台東区に焦点をあてた。

企業研究

11

シンカ
江尻 高宏社長



不動産広告、10年ぶりの大改正 20

「不動産の表示に関する公正競争規約(表示規約)」および「表示規約施行規則」の改正が施行されて2カ月。改正の内容を改めて解説していく。

家主約480人、スルガ銀行と交渉 収益物件の不正融資訴え



▲アパート・マンションの融資が問題化するスルガ銀行

スルガ銀行のシェアハウス関連融資問題が収束する中、アパートやマンションの融資で不正があったとして、オーナーが同社と交渉を行う動きが広がっている。団体交渉するオーナーの人数は約480人。不正融資を主張するのは約880物

件、債権額1100億円超に上る。スルガ銀行は、9月26日、シェアハウス関連融資でオーナーから申し立てる4弾となる代物弁済を完了したと発表した。対象になったのは、オーナー105人の126件、債権額は168億円だ。

代物弁済とは、スルガ銀行の持つ不動産の債権を第三者に譲渡する。オーナーに対して「解決金」として債権の大半にあたる金額を支払い、残債を軽減。スルガ銀行から物件債権を譲受した第三者に、オーナーが物件引き渡す流れだ。

シェアハウス関連融資の不正問題で弁護団との団体交渉が行われてきた

SI被害弁護団は2021年8月に1回目の交渉を行い、22年2月には終了をもって「シェアハウス関連融資を巡る問題は終局的に解決する予定」とした。

だが、代物弁済が完了したシェアハウスと併せて、アパート・マンションでも融資を受けたオーナーら約50人が、同様の不正融資があったとして、シェアハウス以外でも対応をスルガ銀行に迫っている。交渉中の案件は70件、債権額75億円だ。

加えて、約380人のオーナーからなるスルガ銀行不正融資(以下、S I)被害者同盟は、SI

被害弁護団で団長を務めるさくら共同法律事務所(同)の河合弘之弁護士は「弁護団とスルガ銀行と話し合いの場を設けてきた。

同弁護団で団長を務める池田聰弁護士らが参加する弁護団だ。

交渉する融資対象はアパート・マンションを中心とするオーナーが中心だ。

